

高知市福寿園サウンディング型市場調査委託業務公募型プロポーザル審査要領

高知市福寿園サウンディング型市場調査委託業務（以下「本業務」という。）に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

1 審査の対象となる者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行う。

- (1) 別途定める「高知市福寿園サウンディング型市場調査委託業務 公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 高知市福寿園サウンディング型市場調査委託業務プロポーザル選定委員会

参加意向申出書提出者（以下「提出者」という。）から提出された提出書類等を審査するため、高知市福寿園サウンディング型市場調査委託業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

3 審査項目及び点数

委員 1 人当たりの合計は 110 点とし、評価項目と評価項目ごとの配点は別記「審査及び評価基準」のとおりとする。

4 委員会の開催

次のとおり開催する。なお、委員会では、提出書類の提出者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 日時及び場所

日時：令和 6 年 5 月 16 日（木）（予定）

場所：高知市役所本庁舎（予定）

※詳細については、1 次審査において有資格通知を受けた者あてに別途通知する。

(2) プレゼンテーション

ア 提案内容については高知市行政情報公開条例（平成 12 年条例第 68 号）第 9 条第 1 項第 3 号に定める不開示情報に該当するもの（公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの）が含まれることから、プレゼンテーションは非公開で行う。

イ プレゼンテーションの準備時間は、1 者につき 10 分以内とする。

ウ プレゼンテーションの説明時間は、1 者につき 20 分以内とする。

エ プレゼンテーション終了後、委員からの質疑時間を 25 分程度設ける。

オ プレゼンテーションの片付時間は、1 者につき 5 分以内とする。

カ プレゼンテーションの参加者数は、1 者につき 3 名以内とする。

キ プレゼンテーションの順番は別途通知する。

ク オンラインでの参加は不可とする。

ケ プレゼンテーションで使用する資料は、既に提出された企画提案書に記載された内容を基に項目順に説明すること。

コ 既に提出された提出書類の差し替え、追加、削除等は一切認めない。誤字脱字等がある場合には、プレゼンテーション時に説明すること。

サ 本業務受託決定後の統括責任者が説明を行うこと。ただし、質疑応答に関してはその限りではない。

シ プレゼンテーションの際にパソコン等の使用も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各自用意すること。なお、会場で使用するプロジェクターの型番等の詳細については、1次審査において有資格通知を受けた者あてに別途通知する。

5 審査方法

- (1) 委員会では、提出者から提出された書類の審査とプレゼンテーション審査を行う。
- (2) 各委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別記「審査及び評価基準」に基づいて審査を行う。

6 受託候補者及び次点者の選定

- (1) 全ての提出者の審査終了後、総得点が最高位で、かつ、本業務を遂行する能力を有する者を、本業務を委託する予定の事業者（以下「受託候補者」という。）として選定する。ただし、最低基準点（総得点が満点の60%）を超える者だけを対象とする。したがって、本プロポーザルの提出者が1者のみの場合においても、最低基準点を超えてなければ選定しない。
- (2) 総得点が受託候補者の次に高く、かつ、本業務を遂行する能力を有する者を次点者として選定する（次点者についても、受託候補者と同様に最低基準点を超える者だけを対象とする。）。
- (3) 審査の結果、総得点が最高位の者が2者以上ある場合は、業務参考見積書の額（以下「業務参考見積額」という。）が安価な者を高い順位とする。また、業務参考見積額も同額だった場合、委員の合議の上で受託候補者と次点者を選定する。

7 その他

- (1) 審査のために配布した資料は、審査終了後、全て回収する。
- (2) 審査結果の通知時に、受託候補者の名称及び所在地、総得点、その他の提出者（「B者」「C者」等と記載）の総得点を市のホームページで公表する。また、高知市行政情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、その他の事項についても公開の対象となる。ただし、個々の委員の採点は公表しない。
- (3) 契約締結後に、契約相手方の名称及び所在地、契約締結日、契約期間、契約金額を市のホームページで公表する。